

地域経済の活性化に向けた観光振興と復興支援について

中国・四国地方は、日本海、瀬戸内海及び太平洋と、中国山地及び四国山地の3海2山を始めとする豊かな自然環境や景観に恵まれており、伝統芸能、食文化及び日本遺産・世界遺産など、国内外に誇れる地域資源を多く有している。

一方で、中国・四国地方の訪日外国人旅行者の全国の宿泊者数に占める割合は3.2パーセント程度にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

さらに、平成30年7月豪雨によって、観光施設や交通機関等の被災や被災地以外の観光地における風評被害等により、観光客が減少し、中・小規模の事業者も含めた観光産業に大きな影響が生じておらず、長期化することも懸念される。これらを取り戻すためには、今後一年程度かけて災害前の状況から更なる高みを目指した取組が必要である。

こうした中、国においては、東京2020オリンピック・パラリンピックを千載一遇の好機として、観光立国を一層強力に推進するために「観光ビジョン実現プログラム2018」を決定し、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人達成に向けて、取り組んでいるところである。

これを機に、中国・四国地方においても、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光分野の復興を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、地方にも波及させるために、以下の事項について強く要請する。

1 平成30年7月豪雨に係る観光復興に向けた更なる支援

中国・四国地方各県の観光産業に対する風評被害を払拭するため、各県等が連携して行うプロモーション等の観光振興事業に対する経費支援を行うこと。

また、観光支援事業費補助金による取組（ふっこう周遊割）について、更に予算規模を拡大するとともに、国内観光需要の高まるゴールデンウィークまでの間を対象とした第二弾の支援制度を創設し、切れ目のない復興支援をすること。その際には、自治体及び関係事業者からの意見を踏まえた、より効果的な制度設計と運用について検討すること。

2 國際観光旅客税の地方への配分

訪日外国人旅行者の増加に伴う新たな行政需要や受入に向けた環境整備等については、これまでの取組に加え、新しい施策の展開が必要になっている。

こうした状況を踏まえ、国際観光旅客税について、法の趣旨に鑑み、日本版DMOを含む地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

3 日本版DMOの安定的かつ継続的な運営のための制度の創設

国において観光・ブランドづくりの核として推進している日本版DMOについて、世界水準のDMOの形成と育成を図るよう、海外のDMO先進地等の調査・研究をさらに進めるとともに、日本版DMOが将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）